

高性能林業機械等貸付支援事業 実施要綱

京都府森林組合連合会

第1条 趣 旨

京都府森林組合連合会（以下「連合会」という）が、林業事業体経営基盤強化事業の事業実施主体として京都府から交付を受け、高性能林業機械等貸付支援事業を実施するにあたり、必要な事項はこの要綱の定めによるものとする。

第2条 事業の内容

この事業は、林業事業体の経営基盤を強化し、原木の安定供給を図ることを目的に、連合会が借り上げた高性能林業機械等を、支援対象者に貸付けることにより支援する事業である。

第3条 支援対象者

この要綱において支援対象者とは、本事業の申請者となる、次の各号のいずれかに該当する事業体とする。

- (1) 高性能林業機械等を所有していない等の事由から、利用間伐及び皆伐について実施（協業を含む）しようとする、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、京都府知事（以下「知事」という。）の認定を受けた認定事業体（以下「認定事業体」という。）並びに、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条により「経営管理実施権」の基準に適合するとして知事が登録及び公表した民間事業者（以下「登録民間事業者」という。）で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。ただし協業する事業体は、認定事業体並びに登録民間事業者であることは問わない。
- (2) 高性能林業機械等の貸付により、利用間伐及び皆伐について事業量を拡大するために実施（協業を含む）しようとする認定事業体並びに、登録民間事業者で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。ただし協業する事業体は、認定事業体並びに登録民間事業者であることは問わない。
- (3) 上記（1）及び（2）に該当する事業体で、知事に就業環境改善計画の認定を受けている事業体。

第4条 高性能林業機械等

この要綱において高性能林業機械等とは、スイングヤーダ、プロセッサ、フォ

ワーダ、ハーベスタ、グラップル付バックホウ、フェラーバンチャ、タワーヤーダ、スキッド、林内作業車及びこれらと一体的に使用するものをいう。

第5条 支援対象作業

本事業が対象とする利用間伐及び皆伐は、京都府内で実施する、国・地方公共団体等の公的機関が行う補助事業ならびに直営事業（下請けを含む）及び法律に基づく伐採について対象とし、専ら、森林の整備（作業道等の開設を含む）や木材の搬出に使用する場合に限り貸し出す。

第6条 支援対象レンタル料

貸付支援の対象となる費用は、連合会が借り上げた高性能林業機械等の回送費及び補償料等を含む支援対象レンタル料（以下「レンタル料」という）とし、修理等に係る費用は含まないものとする。

第7条 レンタル料の上限

本事業の1事業体当たりの年間レンタル料は、事業予算額の範囲内に限り、上限は定めない。

第8条 事業の終了

本事業のレンタル料の累計が事業予算額に達したときは、本事業は終了する。

第9条 貸付料及び補助額

貸付を希望する申請者は、連合会が借り上げた高性能林業機械のレンタル料から府の補助金相当額（第3条（1）、（2）に該当する事業体は、レンタルにかかる経費の3分の1の補助額、及び第3条（3）に該当する事業体は、レンタル経費の2分の1の補助額）を除いた額及び、手数料として、レンタル料の20分の1を支払うものとする。

- 2 第3条（3）の「就業環境改善計画の認定」について申請者が認定交付を受けた場合の補助率変更については、認定交付日から遡っての変更及び、1申請の実施期間中の変更はできない。よって認定交付日以降の新規申請分から適用する。
- 3 第3条（3）の「就業環境改善計画の認定」について就業環境改善計画の認定取消を通知された事業体については第16条2を参照すること。

第10条 貸付期間等

貸付期間は、初回貸付決定通知日から翌年2月末日までの期間内において、1申請につき、貸付決定通知日から3ヶ月以内とする（継続貸付の場合は第11条による）。但し、12月以降の貸付期間については、事業予算執行状況により、期間の短縮を指定する場合がある。

第 11 条 貸付申請

本事業による貸付を希望する申請者は、貸付申請書[様式 1]（位置図および施業図、オペレーターの技能講習修了証の写し、レンタル機械の見積書の添付）を提出すること。また、本要綱の第 3 条 (3)「就業環境改善計画の認定」の交付を受けている事業体については、府知事から交付を受けた認定書の写しを添付すること。貸付申請期間は 6 月から翌年 1 月の期間の毎月 1 日から 20 日までとする。

第 12 条 貸付決定

連合会が申請者から提出された貸付申請書を受理した場合は、速やかに貸付申請書の内容を審査し、審査の結果、支援することが適当であると認められる場合は、申請者に対し、貸付決定通知[様式 2]により通知するものとする。

第 13 条 変更申請

申請内容に変更が生じたら、変更承認申請書[様式 3]により、変更内容を申請するものとする。ただし、貸付決定時のレンタル料を上回って申請することはできない。

上回る額について、本支援事業で調達したい場合は、上回る額について事前に貸付申請書[様式 1]により申請（第 11 条）するものとする。

第 14 条 辞退

貸付決定後に貸付を辞退する場合は辞退届[様式 4]を提出することとする。

第 15 条 実績報告

前条により貸付決定を受けた申請者は、申請した事業が終了した時に、速やかに必要な書類を添付して、実績報告書[様式 5]（位置図および施業図、オペレーターの変更があれば技能講習修了証の写し、貸付機械の稼働状況写真の添付）を連合会に提出するものとする。

第 16 条 貸付料等の請求

連合会は、前条により実績報告書を受理した申請者に対し、速やかに実績報告書の内容が適当であるかを確認し、貸付料及び手数料を請求する。また、レンタル料の実績額が貸付決定時の額を上回る場合、及びレンタル機械の修理等に係る経費が発生した場合は補助適用外として請求するものとする。

2 第 3 条(3)の「就業環境改善計画の認定」の交付を受け、本事業申請の 1/2 補助を適用している事業体について、当事業期間中に、就業環境改善計画の認定取消を通知された事業体は、貸付完了した精算補助額の 1/2 から 1/3 に補助額を変更し、別途差額を請求するものとする。また、当事業の完了後、令和 3 年 4 月末日時点で、就業環境改善計画の認定取消を通知された事業体は、貸付完了した精算補助額の

1/2 から 1/3 に補助額を変更した差額補助金を京都府に返還しなければならない。

平成 29 年 6 月 12 日施行

平成 30 年 4 月 16 日変更

令和 2 年 5 月 29 日変更